

承認第1号

専決処分の承認を求めることについて（平成29年度基山町一般会計補正  
予算（第10号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分  
したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

平成30年3月5日提出

基山町長 松田 一也

平成30年3月15日原案承認

基山町告示第7号



専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないので、別紙のとおり専決処分する。

平成30年2月1日

基山町長 松 田 一 也

(専決理由)

ふるさと応援寄附金の増加に伴い、一般会計の予算に補正が急務なため。

平成29年度基山町一般会計補正予算（第10号）

平成29年度基山町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ260,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,512,718千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

( 歳 入 )

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
16 寄附金		806,127	260,000	1,066,127
	1 寄附金	806,127	260,000	1,066,127
歳入合計		7,252,718	260,000	7,512,718

